

太田市在宅高齢者出張理容サービス事業実施要綱

太田市在宅ねたきり老人出張利用サービス事業実施要項（平成18年4月1日太田市制定）の全部を改定する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、在宅の高齢者に対し、理容のサービスを行うことにより、衛生的で快適な生活の維持向上を図る太田市在宅高齢者出張理容サービス事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（事業の実施）

第2条 事業の実施主体は太田市とする。ただし、市長は適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人太田市社会福祉協議会（以下「社協」という。）に委託して事業を実施する。

（利用対象者）

第3条 事業の利用対象者（以下「利用者」という。）は、在宅で介護を受けている65歳以上の者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定（以下「介護認定」という。）の判定に基づき、要介護4又は要介護5と判定された者
- (3) 市税等の滞納がない者

2 前項に掲げる者のほか、市長が必要と認める者は、事業を利用することができる。

（事業の内容）

第4条 事業の内容は、社協にボランティアとして登録している理美容師が利用者の居宅へ訪問して散髪のみを行うものとする。

2 実施回数は、3ヶ月に1回で年間4回を限度とする。

3 利用者の1回当たりの負担額は、利用者本人の所得により住民税非課税の場合は無料、住民税課税の場合は1,000円とする。

（利用の期間）

第5条 事業を利用することができる期間（以下「利用期間」という。）は、介護認定の有効期間までとする。

（利用の申請）

第6条 事業を利用希望する者は（以下「申請者」という。）太田市在宅高齢者出張理容サービス利用申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前条の利用期間終了後、引き続きサービス利用を希望する場合は、前項の規定により、再度申請しなければならない。

（利用の決定）

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、利用者の要介護度の状況及び本人の同意をもとに課税調査を行い、利用の可否を決定する。

2 市長は、利用を決定したときは、太田市在宅高齢者出張理容サービス利用決定通知書（様式第2号）により、非該当と決定したときは、太田市在宅高齢者出張理容サービス利用非該当通知書（様式第3号）をそれぞれ申請者に通知するものとする。

（実施依頼）

第8条 市長は、利用決定したときは太田市在宅高齢者出張理容サービス利用実施依頼書（様式第4号）により社協に事業実施を依頼する。

（実績報告）

第9条 社協は、毎月の当該事業実施後に、太田市在宅高齢者出張理容サービス実績報告書（様式第5号）を翌月10日までに市長に提出しなければならない。

（利用の廃止）

第10条 市長は、利用者が次の各号に該当するときは、サービス利用の廃止をすることができるものとする。

(1) 第3条に掲げる要件を備えなくなったとき。

(2) サービス利用を辞退する旨の申出があったとき。

(3) 病院等への入院、施設入所（長期間のショートステイ利用者も含む。）、死亡又は転出したとき。

(4) 介護認定において、要介護認定の有効期間を経過しても再申請されていないとき。

(5) 虚偽の申請その他不正な手段により利用の決定を受けたとき。

2 市長は、サービス利用の廃止を決定したときは、申請者及び社協に太田市在宅高齢者出張理容サービス利用廃止通知書（様式第6号）を通知するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、太田市在宅ねたきり老人等出張理容サービス事業実施要綱（平成18年4月1日太田市制定）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。